SAMPLE

	継続事業のメリット制	特例メリット制	有期事業のメリット制
要件	次の①～③の要件に該当すること ① 連続する3保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの規模に該当する事業であること a) 100人以上の労働者を使用する事業 b) 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、災害度係数が0.4以上であるもの c) 一括有期事業である建設の事業又は立木伐採の事業については、当該保険年度の確定保険料の額が40万円以上であること ② 連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3 月31日（基準日）において労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過した事業であること ③ 連続する3保険年度間における収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下であること	次の①～⑤の要件に該当すること ① 継続事業のメリット制が適用される事業であること ② 一括有期事業である建設の事業又は立木の伐採の事業以外の事業であること ③ 常時300人（金融業、保険業、不動産業、小売業を主たる事業とする事業主は50人、卸売業、サービス業を主たる事業とする事業主は100人）以下の労働者を使用する事業主が行う事業であること ④ 連続する3保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものを事業主が講じたこと ⑤ ④の措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から6か月以内に、労災保険率特例適用申告書を事業主が提出していること	次の①～③の要件に該当すること ① 有期事業である建設の事業又は立木の伐採の事業であること ② 次のいずれかの規模に該当する事業であること a) 確定保険料の額が40万円以上であること b) 建設の事業にあっては、請負金額が1億1,000万円以上、立木の伐採の事業にあっては、素材の生産量が1,000立方メートル以上であること ③ 次のいずれかに該当すること a) 事業終了日から3か月を経過した日前におけるメリット収支率（第1種調整率を用いた収支率）が、100分の85を超え、又は100分の75以下であって、当該収支率がその日以後において変動せず、又は厚生労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められること b) a) に該当しない場合で、事業終了日から9か月を経過した日前におけるメリット収支率（第2種調整率を用いた収支率）が、100分の85を超え、又は100分の75以下であったこと
メリット収支率	収支率 ＝ （保険給付の額 ＋ 特別支給金の額） ／ （保険料の額 × 第1種調整率） 「保険給付の額＋特別支給金の額」は、基準日以前の連続する3保険年度間における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額であるが、次のものは除かれる。 ・障害補償年金差額一時金 ・遺族補償一時金 ・通勤災害に係る保険給付 ・二次健康診断給付 ・特定疾病にかかった者に係る保険給付 ・第3種特別加入者に係る保険給付	c：林業の事業 → 第1種調整率：100分の51 c：建設の事業、港湾貨物取扱事業、港湾荷役業の事業 → 第1種調整率：100分の63 c：船舶所有者の事業 → 第1種調整率：100分の35 c：上記以外の事業 → 第1種調整率：100分の67	【事業終了日から3か月を経過した日前における収支率】 収支率 ＝ （保険給付の額 ＋ 特別支給金の額） ／ （保険料の額 × 第1種調整率） 【事業終了日から9か月を経過した日前における収支率】 収支率 ＝ （保険給付の額 ＋ 特別支給金の額） ／ （保険料の額 × 第2種調整率） 事業の種類：建設の事業 → 第2種調整率：100分の50 事業の種類：立木の伐採の事業 → 第2種調整率：100分の43
効果	収支率に応じて、基準労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の40（一括有期事業のうち立木の伐採の事業については、100分の35）の範囲内において引上げ又は引下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率（メリット労災保険率）とすることができる。 メリット労災保険率 ＝ {（基準労災保険率－非業務災害率）×（60/100 ～ 140/100）} ＋ 非業務災害率 メリット労災保険率（一括有期事業のうち立木の伐採の事業） ＝ {（基準労災保険率－非業務災害率）×（65/100 ～ 135/100）} ＋ 非業務災害率	収支率に応じて、基準労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の45の範囲内において引上げ又は引下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての「安全衛生措置を講じた年度を含んだ連続する3保険年度中の最終保険年度」の次の次の保険年度の労災保険率（特例メリット労災保険率）とすることができる。 特例メリット労災保険率 ＝ {（基準労災保険率－非業務災害率）×（55/100 ～ 145/100）} ＋ 非業務災害率	当該有期事業の確定保険料の額について、その額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に、建設の事業については100分の40、立木の伐採の事業については100分の35の範囲内において引上げ又は引下げられて得た額に非業務災害率に応ずる部分の額を加えた額が、メリット制適用後の確定保険料の額となる。 メリット制適用後の確定保険料の額（建設業の場合） ＝ （一般保険料又は第1種特別加入保険料に係る確定保険料の額 － 非業務災害率に応ずる部分の額）×（60/100 ～ 140/100）＋ 非業務災害率に応ずる部分の額
その他	・ 雇用保険については、メリット制は存在しない。 ・ 「非業務災害率」とは、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額などを考慮して、厚生労働大臣が定める率である。（現在は1,000分の0.6） ・ 一括有期事業である建設の事業又は立木の伐採の事業であって、連続する3保険年度のいずれかの保険年度の確定保険料の額が40万円以上100万円未満であるものに係るメリット制の増減率は、100分の30とされている。 ・ 政府は、労働保険料の額を引き上げ又は引き下げた場合には、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し、未納の労働保険料その他徴収法の規定による徴収金に充当し、又は還付する。 ［差額の徴収］ 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、差額を徴収しようとするときは、通知を発する日から起算して30日を経過した日を納入期限と定め、納入告知書によって事業主に通知しなければならない。 ［差額の還付］ 事業主が、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に労働保険還付請求書を所轄都道府県労働局資金前渡官吏に提出したときは、当該引下げに伴う差額を還付する。 ［差額の充当］ 事業主による還付請求がない場合は、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該引下げに伴う差額を未納の労働保険料その他徴収法の規定による徴収金に充当する。		